

第9回がん診療連携拠点病院等の 指定要件に関するワーキンググループ	参考資料 3
令和4年6月20日	

「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」の 見直しに対する提案

がんとの共生のあり方に関する検討会

令和4年6月

I 地域がん診療連携拠点病院の指定要件について

診療体制

【診療機能】

(スクリーニング)

- がん患者の身体的苦痛や精神心理的苦痛、社会的な問題等のスクリーニングを診断時から一貫して行っていること。経時的にがん患者の苦痛や課題等を把握できるようにし、診断や治療方針の変更時には、ライフステージ、就労・就学、経済状況、家族との関係性等、がん患者とその家族にとって重要な問題について把握していること。また把握した内容については、主治医と情報共有し、必要に応じ関係職種と共に適切な治療や支援を行っていること。
- 高齢がん患者等の場合、意思決定能力について確認を行い、各種ガイドラインに沿って対応していること。

(アピアランスケア)

- がん治療に伴う外見（アピアランス）の変化について、がん患者及びその家族に対する説明やアピアランスケアに関する情報提供・相談に応じられる体制を整備していること。

(自殺対策)

- 自殺のリスクが高いがん患者に対し、院内で共通したフローを使用し、対応方法や関係機関との連携について明確にしておくこと。また関係職種に情報共有を行う体制を構築していること。自施設に精神科、心療内科等がない場合は、地域の医療機関と連携体制を確保していること。

(院内の医療従事者によるがん患者の苦痛の把握)

- 全てのがん患者に対して苦痛の把握と適切な対応がなされるよう、自施設における仕組みを検討・改善する場を設置し、その詳細が定められていること。また、自施設において苦痛が十分に把握されているかについて、がん患者からPRO（患者報告アウトカム）を用いる等によりフィードバックを受け、それを踏まえて自施設において組織的な改善策を講じる等、PDCAサイクルを確保していること。

(院内の医療従事者と、緩和ケアチームとの連携)

- 緩和ケアチームは、病棟ラウンドやカンファレンス等で情報の提供を受け、依頼を受けていないがん患者も含めて苦痛の把握に努めるとともに、必要に応じて、主体的に助言や指導等を行っていること。

(麻酔科医等との連携)

- 難治性疼痛に対する神経ブロック等について、自施設における麻酔科医等との連携等の対応方針を定めていること。また、自施設で実施が困難なために、外部の医療機関と連携して実施する場合には、その詳細な連携体制を確認しておくこと。また、ホームページ等で、神経ブロック等の自施設における実施状況や連携医療機関名等、その実施体制について分かりやすく公表していること。

(放射線治療医との連携)

- 自施設の医療従事者に対し、緩和的放射線治療の院内での連携体制について周知していることに加え、連携する医療機関に対し、患者の受入れ等について、周知していること。また、ホームページ等で、自施設における緩和的放射線治療の実施体制等について分かりやすく公表していること。

(緩和ケア外来)

- 自施設のがん患者に限らず、他施設でがん診療を受けている、または受けていた患者についても、緩和ケア外来で受入れを行うこと。また、神経ブロック等や緩和的放射線治療等の専門的な疼痛治療が必要な患者の受入れを含め、緩和ケア外来への患者紹介について、地域の医療機関に対して広報等を行っていること。

(ピアサポート)

- 都道府県や地域の患者会等と連携を図り、地域の実情に応じたピアサポート体制の構築されていることが望ましい。

(地域における緩和ケアの提供体制)

- がん診療連携拠点病院等は、地域において緩和ケアを効果的に提供するための体制について、地域の医療機関や在宅診療所等と検討する場を設置していること。また、緩和ケアチームが地域の医療機関や在宅診療所等から定期的に連絡・相談を受ける体制を確保し、必要に応じて助言等を行っていること。

【診療従事者】

(緩和ケアチームの医師の要件)

- 精神症状の緩和に携わる医師については、精神心理的苦痛の緩和に関する専門資格を有する者であることが望ましい。

(緩和ケアチームの医師以外の診療従事者の要件)

- 緩和ケアチームに薬剤師及び相談支援に携わる者について、それぞれ1人以上配置していること。

研修の実施体制

- 自施設の医療従事者等が、がん患者やその家族が利用できる制度や関係機関との連携体制、自施設で提供している診療・患者支援の体制について、学ぶ機会を年1回以上確保していること。

情報の収集提供体制

【がん相談支援センター】

- 全てのがん患者に対して、がん相談支援センターの周知が行われるよう、診断時や告知を行う場面、治療に備えた事前の面談や準備のフローに組み込む等、診療の経過の中で患者の状況に応じて複数回案内を行うシステムが構築されていること。
- がん相談支援センターに配置される専従及び専任の相談支援に携わる者については、定期的に知識の更新を行い、対応の質の向上に努めていること。
- 相談支援センターの業務として「がん治療に伴う外見（アピアランス）の変化に関する相談」を加えること。

【情報提供・普及啓発】

- 患者向け、一般向けのガイドラインの活用法や緩和ケア、人生会議等、地域を対象としてがんに関する普及啓発に努めていること。

Ⅱ 都道府県がん診療連携拠点病院の指定要件について

都道府県拠点病院の診療機能強化に向けた要件

- 緩和ケアセンターは、都道府県と協力する等により、都道府県内の各がん診療連携拠点病院等が、緩和ケア提供体制の質的な向上や、地域単位の緩和ケアに関する取組について検討できるように、支援を行っていること。